

国土交通省管理区間の重要水防箇所評定基準

| 種別 | 重要度 | | 要注意区間 |
|-----------|---|---|--|
| | A 水防上最も重要な区間 | B 水防上重要な区間 | |
| 堤防能力(流下高) | 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。 | 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 | |
| 堤断面 | 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 | 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 ※利根川上流、河川事務所管轄においては、堤防新断面及び、天端舗装状況において評価 | |
| 法崩れ・すべり | 法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。 | 法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れまたはすべりが発生するおそれのある箇所、必要の対策が未施工の箇所。 | |
| 漏水 | 漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。 | 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、必要の対策が未施工の箇所。 | |
| 水衝・洗掘 | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。 | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。 | |
| 工作物 | 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。 | 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 | |
| 工事 | | | 出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。 |
| 新堤防・破堤跡 | | | 新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。 |
| 陸 | | | 陸間が設置されている。 |